

一般社団法人 日本医療経営実践協会 定款

定款認証：平成22年7月23日
法人成立：平成22年7月27日
変更：平成26年10月21日
変更：平成28年3月17日
(一部変更統合：平成28年7月12日)
変更：令和2年7月10日
変更：令和5年6月29日

一般社団法人日本医療経営実践協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本医療経営実践協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(支部)

第3条 当法人は、理事会の承認を経て全国の各ブロックまたは各県に支部を置くことができる。

2 支部は当法人の設立の目的及び主旨に沿って活動を行うものとし、その組織及び運営は支部長の責任において定め行うものとする。

3 支部はその活動状況について随時当法人に報告するものとし、当法人は必要に応じ、支部の活動について助言、協力し意見を述べるものとする。

(目的)

第4条 当法人は、国民に安全な医療を提供できる基盤を構築することを目的とし、医療及び経営の学習と実践、現場感覚を備えた人材の育成、「民」主役の医療の確立に資するため、次の事業を行う。

- (1) 医療に必要な知識と医療機関の経営課題を解決する能力を有し、医療現場においてその知識、能力を実践できる者に対し、「医療経営士」の資格を与える。
- (2) 前号の知識の深さ、能力の高さに応じて「医療経営士」の資格を数段階（1級、2級、3級等）に区分し、各段階において資格認定試験を実施する。
- (3) 「医療経営士」（1級、2級、3級等）の育成及び職務能力向上のための教育研修・セミナーの開催。
- (4) 「医療経営士」（1級、2級、3級等）テキストの編集、協力。
- (5) 「月刊医療経営士」の発行。
- (6) 医療経営に関するセミナー・シンポジウム等の開催。
- (7) 医療経営に関する啓蒙。
- (8) 医療経営に関する調査研究。

(9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員の構成

(社員及び会員の構成)

第6条 この法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般法人法上の社員とする。

2 この法人の会員は次の4種類とする。

(1) 法人正会員

この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体。

(2) 個人正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人。

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した法人又は団体。

(4) 学生会員

この法人の目的に賛同して入会した大学院生、大学生、高等専門学校生など個人又は法人・団体。

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 半年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第10条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 1 6 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 1 7 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 1 8 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 1 9 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 2 0 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員

(役員の設定等)

第 2 1 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 2 5 名以内

監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、3 名以内を副会長、1 名以内を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第 2 2 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(顧問、参与)

第30条 当協会に、若干名の顧問、参与を置くことができる。

2 顧問、参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問、参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問、参与の職務)

第31条 顧問、参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 3 4 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 3 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 3 6 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事が、議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 3 7 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基 金

(基金の拠出)

第 3 8 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 3 9 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査、理事会の承認を受けた上で、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第43条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 林 諄
設立時理事 清水 康之
設立時理事 皆川 尚史
設立時代表理事 林 諄
設立時監事 須田 清

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第44条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都千代田区神田岩本町4番地14
設立時社員 株式会社日本医療企画
代表取締役 林 諄

東京都千代田区神田岩本町4番地14
設立時社員 株式会社ヘルスケア総合政策研究所
代表取締役 林 諄

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本医療経営実践協会設立のため、設立時社員株式会社日本医療企画代表取締役林諄、同株式会社ヘルスケア総合政策研究所代表取締役林諄の定款作成代理人司法書士小山勝太郎は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成22年7月23日

設立時社員 株式会社日本医療企画

同 株式会社ヘルスケア総合政策研究所

定款作成代理人

東京都板橋区赤塚二丁目15番16号

司法書士 小山勝太郎